

# たき火による火災に注意してください！

田辺市消防本部管内では

**10年連続で「たき火」が出火原因の第1位**となっています。

令和7年中の火災の約27%が、たき火が原因による火災でした。



たき火による火災の予防のため、特に以下の点に注意しましょう！！

- 林野火災警報が発令されている時は、焼却行為を行わないこと。
- 林野火災注意報、強風注意報及び乾燥注意報が発令されている時は、焼却行為を控えること。
- 焼却中は、必ず監視人を置き、火をつけたまま離れないこと。
- 消火用具を準備すること。(水バケツ、水道ホース等)
- 一度にたくさん焼却せずに、少量ずつ焼却すること。

たき火をする際は、田辺市火災予防条例に基づき、実施する前日までに

火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為の届出

を 最寄りの消防署(分署)へ提出する 又は 電話連絡 しましょう。

※ たき火は、一部例外を除き、法律で原則禁止されています。詳細は、下記の二次元コードを読み取るかインターネットで検索し、田辺市消防本部の「たき火による火災に注意してください」のページをご確認ください。

また、ご不明な点等があれば、下記の問い合わせ先へご連絡ください。



田辺市 たき火 検索



## 【問い合わせ先】

田辺消防署	TEL0739-22-0119
扇ヶ浜分署	TEL0739-26-0119
龍神分署	TEL0739-78-0119
中辺路分署	TEL0739-64-0119
大塔分署	TEL0739-48-0119
本宮分署	TEL0735-42-0119